

七月より十月迄ノ措置

文科省

一、大学、専内学校（ハシ業子内ヲ含ム）ノ整理統合ハ着々進
捗中、所定ノ方針ヲ確立シ計畫的ニ之ヲ推進セシムル
ニトス

思想

大学、専内学校ノ在学生定員ハソノ倍トシ其ノ文理科
比率ヲ文一ニ対シ理ニトスル如ク調整シ、主トシテ私
立学校ノ整理統合ヲ行フ

二、官公立大学ノ文科定員ハ従前通りトシ理工科
ヲ一三、〇〇〇人増員ス、

三、私立大学モ文科定員ヲ一九五〇〇人減少シ理工科
ヲ六、五〇〇人増員ス、之ニ依リ私立文科系大学ニ七
校ヲ八校ニ整理統合ス

四、官公立専内学校ノ文科系定員ヲ従前通りトシ理

總力戰研究所

策

164

工科ヲ二三、三〇〇人増員ス

5、私立専門学校ノ文科系定員ヲ三四、九〇〇人減少シ理工科
ヲ一、六〇〇人増員ス、之ニ依リ私立専門学校総数八九校
ヲ四五校ニ整理統合ス

6、右ハ来年夏入学募集人員ヨリ実施スル下、ニ現在
在学中ノ学生ハ不安ナリ卒業せしめんト共ニ、帰還
学生ニ付テハ其ノ修学ノ持統ヲ確保せしめん様措置ス

又女子専門学校ヲ付テハ施設、定員ヲ其ノ倍トシ、資材
ノ許ス限り、家政科系ノ学校ヲ理工科系又ハ医薬
学科系ニ轉換ス

(現在、財團ヲ解散セシメ)

二、私立大学専門学校ノ整理統合ニ関シテハ全国ノ学校ヲ
一個ノ新設公法人(財團ニ非ザル)特別法人ニシテ仮ニ
学園ト称スニ併成ヨリテ經營せしム

(左ノ要項ニヨリ)

1. 右指人の文部大臣ノ監督ニ屬シ、西事長ハ文部大臣ノ
任命ニシテ任命トス

2. 指人ノ教職員ノ俸給ハ全額國庫員担トシ甚ハ待遇ハ
官吏ニ準ズ、身分的取扱ニ付亦同シ

3. 指人ハ政府ノ補助ニ對シテ報償トシテ學校ノ指業科收入
ノ一部(約七割)ヲ政府ニ納入ス

(参考)

大学数学名数及其调整目標

		現在数	比率	目標数	比率	増減の数
総計		58,000		58,000		+0
内 科	文	38,800	67%	19,300	33.3%	-19,500
	理	19,200	33%	38,700	66.7%	+19,500
実 験 室	文	11,550	45%	11,500	30%	+0
	理	14,200	55%	27,200	76%	+13,000
新 立	文	27,300	85%	7,800	40%	-19,500
	理	5,700	15%	14,500	60%	+16,500

文部省

一 國民教育と軍務と有様の二連続継続也又、兩教育
 一綜合一体化ニ可なり、本教育ノ完成ヲ期スルヲ目標
 トシ、徴兵年令ノ切下ニ依ル學徒、生徒ハ學ノ杜絶ニ非
 ズ、教場ヨリ戰場ヘ移行スル教育ノ深合的完成ヲ意味
 スルモノトシテト宣言ス

二 學徒ノ原則トシテ、徵兵以前ニ高等學校教育及專門
 學校教育ヲ終了スルヲ建前トシ、大學教育ハ陸隊以內
 ニ行テ之ヲ交ケシム

右兩教育ノ中途ニ於テ召集ヲ受ケル者ニ付テハ、其ノ最
 高學年在校中ノ者ハ卒業シタル者、其ノ年中途ノ者ハ專
 該學年ヲ修了スルモノト看做ス

三 高等學校修業年限及入學資格ハ現制ノ通りトシ、專
 門學校修業年限ハ二年一六〇日、其ノ入學資格ハ中等學

11a) 陸軍 陸軍省

校三年半修了者トス (之ニテモ 高等学校卒業生トモテ校員最
低年齢命令ハ共ニ滿十八年トナル)

四 大学入学ノ得テハ左ノ取扱ヲナス

1. 高等学校卒業シテ卒業シ兵隊ニ服スルニ経テシ者ニハ
シハ^{特別ナリ}又強^シ取扱ヲナス^{トス}但シ本要綱^ニ抵触^セル^{コト}ナ^ラズ

高等学校卒業シテ卒業シ兵隊ニ服スルニ経テシ者ニハ此ノ限ニ在ラズ

2. 右ノ取扱^ニ格^ニ合^フ者^ニハ 現ニ隊員中ニ在^ル者^ニ付^テハ 減換

ノ上ニ入^ルコトヲ許^ス可^クス

3. 右ノ取扱^ニ格^ニ合^フ者^ニハ 現ニ兵隊服部中ニ在^ル者^ニ付^テハ

二年以上軍中ニ在^ル者^ニ付^テハ 其ノ勤務状況^ニ依^リテ 人権

減免^ノ事^ヲ考^ヘル^{コト}ニ 依^リテ 官制^ニ適合^スル^{コト}ヲ 推^スス

事^ヲ決定^スル^{コト}ニ 依^リテ 入^ルコトヲ 許^ス可^クス

五 大学ノ取扱^ニ格^ニ合^フ者^ニハ 現制^ニ適合^スル^{コト}ヲ 入^ルコトヲ 許^ス可^クス

ナス

六、大学博文科教育に付ての特ニ大東亞国境ノ交響ニ依
ルニ之等ハ大ニ交響ト視見ヲ長養セシムル
教育内容ヲ改訂ス（日如ト史、日如ト学、政治
経済ニ内ニ綜合的知識、長養ニ努力ス）
七、大学ニ於テ修業中ノ者ハ召集運動、取捨ヲ受ク、
本要綱ニ依リ入学ニ現ルニ

文部省

空襲夜下学校教育實施要綱ヲ策定實施ス

要綱概要

一 熾烈ナル敵空襲夜下ニ在リト雖モ教學ノ重要性ハ高クモ
 減少スルモノニ在ラザルモノナルニ鑑ミ 校舍燒失、交通杜絶等困
 難ナルヲ熟心ヲ生スルモ 校長以下身ヲ致職ニ専スル者ハ不
 撓不屈且創意工夫ヲ盡カシ 百方手段ヲ盡シテ授業ヲ
 繼續スルヲ方針トス

二 學生ハ徒時ニ至民学校児童童ハ今後徒歩通學ヲ原則ト
 シ 従来遠隔セル地域ヲ通學セル者ハ以学校附近ニ生市團的ニ
 空の需セズイン等遠處ニテ 措置ヲ講ズルモノトス

三 校舍燒失セル場合又ハ学校ニ 毀失者ヲ収容セズル場合等ニ
 於テモ 万難ヲ拂ヒテ 授業ヲ繼續スルモノトス

(右ノ各必要ナル場合ハ 遊休家庭、大卸先寺院等ヲ使

總力戰研究所

内

第

用スルコト)

四 空襲警報ノ断絶セル間暇等凡ソモ機会ヲ把テ工教育ノ時間ニ改具スベク時間ノ合理的利用ニ一層創意工夫ス

ルモノトス

五 学力ノ低下ヲ極力防止スベク課目ハ産業的ニ選シ採実

絶スルモノトス

六 ^{在外}通時適切ナル上司ノ命令ヲ指示ヲ期待スルコトヲハザルニ鑑ミ

校長ハ全責任ヲ以テ臨機ノ措置ヲ講ズルモノトス

備考

学校疎用特ニ児童ノ地方分教ハ着目ニ在リ中ナリ
之ヲ強化ニ因ミテハ別途準備中ナリ

文部省

一中等學校入学者増加者激増ニ対シテ、如キ措置ヲ講ズ

(1) 既設ノ兩院總務現況ニ鑑ミ、中等學校ノ擴張ハ、産業

也、及ニ産業ノ發達ニ伴ヒテ、中等學校ノ擴張ハ、

但ニ

~~工業學校ハ、商業學校ノ徹底の轉換ヲ才情ニ俟リ~~

大規模ニ擴張ス

(2) 防室の欠地ヲモ、獻慮シ、大都市ノ者ヲシテ積極的ニ部

部中子學校ニ進學セシムルヲ勸導ス

(3) 入学制方ニ大改革ヲ加工、中等學校進學者ニ是ニ風

氣の欠地ヲ再檢討シ、道材ヲ道校ニ進學者ニシテ、ル制

ヲ確立ス、即チ

(1) 中等學校別ニ学区制ヲ定メ、中等學校ハ、所屬学区内

ニ、民衆校ニ對シ、入學者ノ割當數ヲ示ス

右ニ基キ、民衆校ハ、生徒ノ素質、能力、成績等ヲ綜

合判決之中等学校ニ推荐ス（生徒ニ対シテ入学スルキ学校ヲ指定ス）
中等学校ハ下ノ推荐ニ基キテ入学者ヲ決定ス

（従来ノ方針ニ依リ）

中等学校ノ入又割当ハ当該小中学校ノ素質、教育内容、従
来ノ進学成績、入学せん者ノ成績等ヲ総合的ニ觀察シテ
決定ス

高等学校ノ推荐ニハ第一層ノ合理性ト嚴正トヲ保持セ
之ニ如ク措置ス

（四）在ノ学校ニ制實施ニ因テ中等学校相互ノ程方ヲ一層
平均的ニ向止セ之ニ如ク各社ノ措置ヲ講ズ

二、五民学校教員及児童ノ交通機関利用ニ依リて通学ヲ禁
止ス

之ニ伴ヒ従来執リ来レシ転学（教員ニ因テハ除外）縁

故等縮、集団定當ヲ強化ニ必要ニ志ジ之ヲ強制ス

三、

勤勞力勤員ハ能力増強ヲ目標トスルモ全体トシテ教育的見地ヲ込内クモ非ズ故ニ教育勤勞力両面ノ方針ヲ以テ指シ勤勞力實施ノ内若クモ刷新改善ニ又必要ニ志ジ本勤日數ノ制限ヲ更ニ延長スルモノ亦依リ之以上ノ以テ年短縮ハ適をト認メラス極力回避ス

尚右ノ國聯ニ勞務力習熟ノ度勤ニ志ジ改在ノ中學校、女學校、農學校等ノ校數及定員ヲ縮減ス
(高業學校ハ目下徹底的ニ整理中ナリ)

文部省

一中高等学校入学者希望者激増ニ対シテ、如キ措置ヲ講ズ

(1) 学教力、而然レノ現況ニ鑑ミ、~~中高等学校ノ~~ 擴張ハ、~~處置~~

~~也。本省ハ、此等ノ事ヲ、前添也。故ニ、~~ 但ニ

~~非~~ 工業学校ハ、~~商業学校ノ~~ 徹底的輕換ヲ、才情ニ、

大规模ニ擴張ス

(2) 防室の欠地ヲモ、~~獻意シ~~ 大郡市ノ者ヲシテ積極的ニ部

部中高等学校ニ進學セシムルヲ勸奨ス

(3) 入学制力ニ大改革ヲ加工、~~中高等学校進學ヲ~~ 是ニ風

采的欠地ヲ再檢討ニ、~~適材ヲ~~ 適校ニ進學セシムル制力

ヲ確立ス 即チ

(1) 中等学校、~~別ニ~~ 學区制ヲ定メ、~~中等学校ハ~~ 發展學区内

五民学校ニ對シ、~~入學者ノ~~ 割當數ヲ示ス

在ニ、~~基キ~~ 五民学校ハ、~~生徒ノ~~ 素所具、~~能力、~~ 成績等ヲ、~~評~~

總力戰研究所

合判決ニ中子学校ニ推薦ス(生徒ニ對シテ入學スルニテ学校ヲ指定ス)
中子学校ハ否ノ推薦ニ基キテ入學者ヲ決定ス

從來ノ方針ニ依リ

中子学校ノ存ス割當ハ否該ニ民学校ノ素質、教育内容、從
來ノ進學成績、入學者ノ成績等ヲ綜合的ニ觀察シテ
決定ス

民学校ノ推薦ニハ第一層ノ合理性ト嚴正トヲ保持セ
シ之ニ如ク指示ス

(四) 在ノ學区制實施ニ因テ中子学校相互ノ程度ヲ一層
平均的ニ向止セシムル如ク各社ノ措置ヲ講ズ

二 民学校教員及児童ノ交通機關利用ニ依リ通學ヲ禁
止ス

之ニ伴ヒ從來執リ來ルニ転學(教員ニ對シテハ降ク)縁

故等縮、集団等富ヲ強化ニ必要ニ志ジ之ヲ強制ス

三、勤勞力勤員ハ能力増強ヲ目標トスルモ全体トシテ教育的見地ヲ高ルルモノニ非ズ故ニ教育勤勞力両面ノ方針ヲ堅持シ、勤勞力増強ノ内若クモ刷新改善ニ又必要ニ志ジ本勤日數ノ制限ヲ弛ニ延長スル等ノ方針ニ依リ之以上ノ學年短縮ハ適宜ト認メラス極力回避ス
尚右ニ同職ニ勞務力習熟ノ度勤ニ志ジ改在ノ中學校、女學校、農學校等ノ校數及定員ヲ縮減ス
(商業學校ハ目下徹底的ニ整理中ナリ)

百子生者

情況、
待合、高級料理店転度業 (一八・一二)

処置、
一、接客業者二〇万(内男六万廿一四万)

能覚了了 ✓ 何れも口民勤勞訓練所ニ於テ三ヶ月訓練ノ

後 軍需工業勞務員ニ充當

二 家庭 転度業待合、高級料理店家屋ハ

家屋稠密部ハ適宜解体ニテ防空用地

共同ガ菜園ニ使用

環境適当ナルモノハ労働者住宅(安下宿券)

トニテ使用 (設備等)

処置ノ細部ニ関シテハ 地方官憲ノ指示ヲ

受ケル

厚生省

内閣

百子生者

一、海軍者ヨリノ常務者要求ニ付スル処置

男 一五万

(企業整備ニヨル)

女 二万

(全右)

二、軍需者ヨリノ常務者要求ニ付スル処置

(イ) 十九年三月末マデ

男 三〇万

(企業整備ニヨル)

女 一二万

(全右)

(ロ) 十九年四月以降

男 三三万

(~~五~~二八万ハ口限内学校九千料理屋待合ヨリモノ)

女 一五万

(口限内学校九千)

110

15

學生

一、一九年五月海軍省より、労働者 票収ニ付シ
在、如何回答。

男子

一五万

国民学校卒 一〇万
高小卒 五万

女子

二万

(企業整備ニヨルモノ)

内閣

經濟部

厚生 (昭一九七—一〇) ~~マテ~~ 施策 (案)

勞務

1. 華人労働者移入 一〇万

2. 女子勤勞挺身隊、勤勞 四〇万

保健

1. 結核病床一五万ヲ目標トシ先ヅ遊覽地、温泉地

宿泊施設ノ強制借上

2. 軍需産業勞務者ノ結核療養費國庫負担

3. 医療団組織ノ強化 (医療國営化)

(イ) 都市大病院ヲモ医療団ノ経営ニ移ス

(ロ) 衛生材料ノ配給ハ医療団ヲシテ行ハシム

(ハ) 人口ニ相当セル診療科ノ設置 並ニ

患者輸送ノ輕易完全化ヲハカル

4. 厚生大臣ハ一医師 薬剤師ノ 開業地指定ヲ

行フ

防空

・ 防空医療陣ノ強化

防疫

1. 伝染病申告ハ警視庁ノ 監査員ニ 復級セシム

2. 予防接種液製造量ノ増大

(~~細~~ 細菌検査ロヲ 徹底)

内閣

右

思想歌

西内

百子生

処置

情況、企業整備等ニヨル転職者、内三〇%ハ家屋、年齢生活向歟等ヨリ指定軍需工場ニ入り難キ情況ニアリ

一、家屋不足ハ対策

(1) 指定工場附近ノ疎開予定家屋ニ対シ疎開人口相当ノ人員ヲ配当宿泊セシメ、一方予定ノ疎開ヲ促進セシメ

(2) 住宅交換ノ推進 機動隊

(3) 旅館、大軒宅等ノ強制借上、寺院等ノ開放

二、高齢者、夕ノ軍需充業転職不能者ハ対策

非常勤勤負充業非常勤者(熟練工ヲ除ク)ト交換及

三、生活向歟ニ由リ難ク占ムルモノニ対シテ対策

家族ノ生活、備政府ニ於テ保証ス

由

内閣

No. _____

厚生

(訂正)

如置一家屋不足へ対策

(4) 予定ノ疎開ヲ推進セシムル共ニ指定工場附近ノ

疎開予定家屋ニシテ状況上ノ不可能ナルモノハ

可成軍需工及宿泊施設トシテ供用セシム(家屋ノ

余裕限リ)

(2) 地位交換ノ

(3) 施設ノ

總力戰研究所

厚生 (昭一九六—一〇マデノ~~案~~案)

労務

1. 華人労働者移入 一〇万

2. 女子勤労挺身隊ノ動員 四〇万

保健

1. 結核病床一五万ヲ目標トシ先ヅ遊覽地・温泉地

宿泊施設ノ強制借上

2. 軍需産業労働者ノ結核療養費国庫負担

3. 医療団組織ノ強化(医療国営化)

(1) 都市大病院ヲモ医療団ノ経営ニ移ス

(2) 衛生材料ノ配給ハ医療団ヲシテ行ハシム

(3) 人口ニ相当セル診療機関ノ設置 並ニ

患者輸送ノ輕易完全化ヲハカル

内閣

4. 厚生大臣ハ一医師 薬剤師ノ 開業地指定ヲ

行フ

防空

防空医療陣ノ強化

防疫

- 1. 伝染病申告ハ警ニ衛生部ノ 監査下ニ 復般セシム
 - 2. 予防接種液 製造量ノ 増大
- (~~防疫~~ 細菌検査ノ 徹底)

内閣

第 期演習追加情況(課題) 其ノ

交付先 (演習官職)
 報告又ハ先
 統監部、武力戰、外交戰
 思想戰、經濟戰、審判部

交付時機 (想定) 昭和十 年 月 日
 (實曆) 月 日 午前 時 分

發令者 統 監 部

石子 戰 審 判 部

情勢判断

國內市勢給源 余裕綽ヒタリ

廿年四月ヨリ十二月迄ノ施策案

一、体力国家管理

1. 医師ハ医療ノ他、国民体力管理、国民生活指導ニ関スル義務ヲ有スルモノトナス
2. 国民ニ対シ健康義務勸ヲ鼓吹、函養スル
3. 保健所、健民修練所ヲ増設ス
4. 国民体力増進ヲ徵兵検査ニ活用スル如ク指導ス

總力戰研究所



由

第一期演習追加情況(課題) 其一

交付先
(演習官職)

統監部、武力戰
思想戰、經濟戰
審判部

發令者

統監部

戰審判部

交付
時機
(想定)
(實曆)

昭和十年
月 日
午前 午後
時 分

二、國民健康保險

1. 國民皆保險ヲ目標トシ健康保險制度ヲ確立ス

2. 國家ハ國民医療ヲ保証シ必要ナル厚生施設ヲ整備ス

3. 医療保健費相互融通スル概トス

三、國民医療

1. 區道ノ確立ヲ圖ル

2. 医療團ノ強化拡大 (医療内容向上、資格医療普及)

3. 國民医療系統ノ確立、無医村ノ絶滅、保健生活指導

3. 遂次送却ノ徹底

統 監 部

第 期演習追加情況(課題) 其ノ

交 付 先
(演習官職)

報 告 又 先
通 知 先

統 監 部、 武 力 戰
思 想 戰 經 濟 戰 外 交 戰
審 判 部

發 令 者

交 付 時 機
(實 曆) (想 定)

統 監 部

昭 和 十 年 月 日
日 午 後 前 時 分

戰 審 判 部

四、其他

1. 南方存位民生活指導者ヲ養成以派遣ス

イ、軍衛生下士役兵ヲ兩教示ス

ロ、マラリア防疫ニ重トスヲナリ

2. 母性乳幼児保護ヲ強化シ乳幼児死之率ヲ

可及的低下セシム

外交戰審判部

思想戰審判部

經濟戰審判部

總力戰研究所

五

(11)

思想
策

由

一月一三月

大東亞相

一 蒙疆特殊性之調整

一 一月一日之期之蒙疆之青天白日旗之揭揚也

2. 年考、改元

一 其他二休十八年考

閻錫山、張用

(出未得、公五支、教下子代也)

總力戰研究所

五

(b)

第三、三三対スル処置

大東亞者

四世病馬ノ屠殺及予々充全ノ用意ヲ為ルルヲ予防
接獲ヲ急速ニ実施スルニ終極ノ見込ナリ

高橋少将ノ「本件ハ米英ノ謀略ニ於テ予々確々持
来我十分戒心ノ要アリトテ予々表一般ノ注意ヲ

促ス

五

(10)

外交
部

第三追加其二七—八ニ対スル処置

大東亞省

- (一) 泰ニ対シテハ自軍ノハンユワヲ周辺増駐ニ対スルニシテ
首相ヲテ物米英周條ノ更迭ヲ批逆セシム
- (二) 中華民國ニ対シテハ谷大使ヲシテ人負官ヲ更調シ
ノ徹底ヲ汪院長ニ申入レシム
- (三) 比島計伐ノ修補ヲ大本字ニ要索セリ

總力戰研究所

十九日 一 十二月中、計畫

大東亞省

一 蒙疆ノ特殊性ノ調整

ハ蒙疆ニ於ケル日系官吏ハ之ヲ整理シ少數精銳主義
ヲ採用ス

整理セル日系官吏ニ出來得ル限リ滿洲國ニ転職

セシメ其ノ他ニ付テハ本省ニ於テ責任ヲ以テ就職ノ斡旋ヲ行フ
2. 日本側指導体制ノ確立ヲ期ス

(1) 如何ナル地区ノ公使ニ於テモ總ヘテ大使ノ指導ヲ監督ニ入ラシム
(2) 領事館特ニ人的補充ヲ実施ス

3. 新民会ヲ國民黨華北支部トシ十二月中ニ國民黨華北
支部下ニ之ヲ附屬セシム

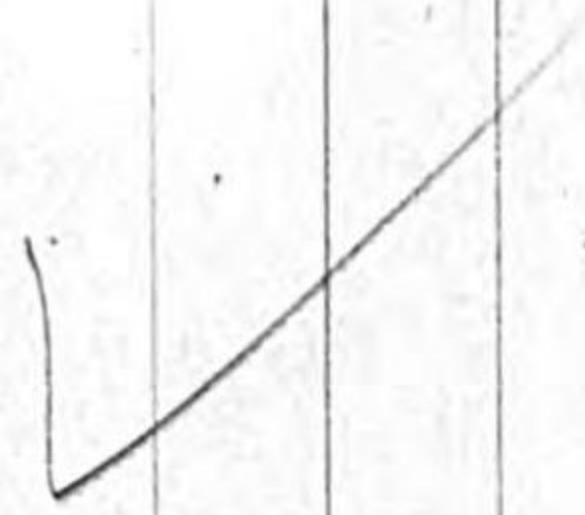
4. 香港ヲ北邊トス(十一月二十三日)

電燈
設備

(山形)
(11)

大東亜省

バンコクノ電燈所復旧ニ付テハ 昭南ヲ日本側技術者十
名ヲ五テニスルリトシ 依リバンコクニ向ハシム
破壊ノ状況ニ依リテハ日本ノ不急電燈所施設ヲ移駐
スル事決定



總力戰研究所

五

110

院議

为三ノ追加其ノ二(四)ニ対スル処置

大東亞省

一 糧食及合作此ニ対シ收荷割当制ヲ実施スルト共ニ
報償制交ヲ採用シ小麦等ノ收荷ヲ此化ス

二 生体物資ノ公定制ヲ此化シ重要都市ニ終極等
容ヲ設置シ之ヲ取締ニ力ヲ期スルト共ニ此制
買上ガヲ更ニ一段ト此化ス

總力戰研究所

三 对支为替姓指及物価騰貴ニ伴フ邦人保護对策

(一) 対象

保護ノ対象トナル邦人——邦人官公吏 国策的会社、公
社其他大使ノ指定スル 邦人ノ従業員トス

概数 一五五、〇〇〇人(含家族)

(二) 方策

(1) 家族ヲ含メコレガ最少限及ノ住宅及衣(衣料切符

八口莫程也)食(米三〇〇瓦 魚介 野菜 三〇〇カリー

程也)ニ要スル物資ハ之ヲ現物ヲ以テ給与ス

(2) 現金ノ给料 邦人従業員ノ為要スル程度ノ给
与ヲ減額ス

(3) 現物给与ノ為要スル経費ハ官更及之ニ準ズル

モノニ付テハ国庫ヲ以テ支弁シ 会社ハ社ニ付テハ之
ヲ当該法人ヲシテ支弁セシメ 之カ為 保証配当ヲ

割儿等ノ場合ハ之ヲ圓形ヨリ補給ス
（所要経費ノ予備支出ヲ付テ大症者ト打合降）
（三）時期 昭和十九年一月一日ヲ実施ス

第一期演習處置書 其ノ

提出先

統監部 武力戰審判部 外交戰審判部
思想戰審判部 經濟戰審判部

報告又ハ

通知先

提出時

(想定) (實曆)

昭和十八年十一月 日 時刻

提出者

(演習官名)

軍需省

一、厚子生省ニ対スルニ西メ求

昭和十九年及現況ニテ事務者 廿〇万人

(一) 航空機工場ニ交テ建設設備抗張

(二) 制鉄了業 一〇〇万人

(三) 鉱山関係 一〇〇万人

(四) 其ノ他 三〇〇万人

二、陸軍省ニ対スルニ西メ求

航空機工場制鉄了業等関係ノ熟練工ノ召集解除 (取取ハズ) 合計五万人
及召集及入管ノ延期

三、農商省ニ対スルニ西メ求

航空機工場ニ交代実施ニ伴フ食糧配給ノ円滑化

武力戰審判部

外交戰審判部

思想戰審判部

經濟戰審判部

右

(10)

第一期演習處置書 其ノ

提出先

統監部 武力戰審判部 外交戰審判部
思想戰審判部 經濟戰審判部

提出者

軍需省

報告又ハ

通知先

(演習官名)

提出時機 (想定) (實曆)

昭和十年 月 日 時刻

一 鐵、鉛、石及銅ノ計劃的増産ヲ圖ル為左ノ措置ヲ構ズ

(一) 帝玉鐵業株式會社及朝鮮鐵業振興會社ヲシテ鐵、銅等ニ關スル中小鐵山ノ採掘ヲ全責任ヲ以テ行ハシム(四月一日ヨリ實施)

(二) 法的措置ヲシテハ重務鐵物増産法ニ依リ右兩會社ニ對シ中小鐵山ノ使用許可設定セシム

二、軍需西め資材配給ノ國家管理斷行

軍需會社ヲシテ軍需生産ニ專念セシムル為必要資材配給ノ國家管理ヲ昭和十九年四月一日ヨリ實施ス右ニ伴ヒ軍需管理部ヲ強化シ統制會ヲ改組シ行フ

總力戰研究所

五

第一期演習處置書 其ノ

提出先
報告又ハ
通知先

統監部 武力戰審判部 外交戰審判部
思想戰審判部 經濟戰審判部

審判部

提出者
(演習官名)

軍需少官

提出時機
(想定)
(實曆)

昭和十九年 五月 日
月 日時刻

重需少官ノ演習報告書
首腦部 總務課長ノ首腦部トシテ
趣旨ヲ説明シ(おろニ発表)

重需少官ノ演習報告書ハ
實施シ軍需人々ヲシテ一途
トシ根本ノネラヒトスルモノ
ヲ明シ軍需而生之態ノ状況ニ付
ニスル共ニ

統監部

武力戰審判部

外交戰審判部

思想戰審判部

經濟戰審判部

第一期演習處置書、其ノ

提出先

統監部 武力戰審判部 外交戰審判部
思想戰審判部 經濟戰審判部

報告又ハ

審判部

通知先

提出時機 (想定) 昭和十年 月 日
(實曆) 月 日時刻

提出者

軍需省

(演習官名)

八幡制衣鉄所四〇〇噸 基土破壊ニ計スル措置

現在(昭一九五年五月)八幡制衣鉄所ノ設備ハ全能力運轉ヲ實施シアルニ付、且下輕標業ヲ行ヒアル。広畑ノ十噸熔鉄ニ基土ハ全能力運轉ヲ開始ス。右ニ依リ年間一鉄錠生産量ニ付イテハ、度々ナキモノト認めラル。

總力戰研究所

第一期演習處置書 其ノ

提出先 統監部 武力戰審判部 外交戰審判部
思想戰審判部 經濟戰審判部

報告又ハ
通知先

提出時機 (想定) 昭和十年 月 日
(實曆) 月 日時刻

提出者 (演習官名)

軍需而大臣

一、軍需行政機構ノ強化ニ関スル件
陸海軍兩省ヨリ兵容艦艇其ノ他ノ軍需而生産ニ
關スル事務ヲ軍需省ニ移シ官立、以テ軍需而行政
政ノ完全ナル一元化ヲ圖ル爲、左ノ如ク機構ヲ改
正ヲ行ヒ十月一日ヨリ之ヲ實施スルコトセリ
一、海軍艦政中隊、陸軍兵容艦艇行政中隊及陸
軍省製造備局ハ之ヲ併止スルコト
一、海軍省兵備局ノ事務ノ一部ヲ軍需省ニ
移讓スルコト
一、陸海軍關係ノ技術研究所ハ之ヲ併止スル

總力戰研究所

軍需省ニ新ニ航空、艦船、兵四省ニ南スル綜合
技術研究所ヲ設置スルニト

(四) 陸海軍一監督官制度ハ之ヲ廢止スルニト

(五) 軍需省ニ新ニ艦船總局(艦船及之ニ附屬スル
兵四省ニ南スル事務ヲ掌ル) 及兵四省總局(航空
及艦船ニ附屬スル兵四省以外ノ兵四省ニ南スル事務
ヲ掌ル) ヲ設置スルニト

(六) 地方軍需行政機構ヲ強化スルヲ以テ軍需監督
理部ヲ改組シ行政官廳タル地方軍需局ト
シ、地方鑛山行政ヲ統合シ鑛山監督局ハ
之ヲ廢止スルニト

二、軍需生産ニ南スル功性力ニ著シ、報整ニ南スル作
業及軍需多死、生産責任者、生産担当者、工員
ニ對シ敘位、敘勳、途、拓クニ付テ、計要ニ一措置

第一期演習處置書 其ノ

提出先 統監部 武力戰審判部 外交戰審判部
思想戰審判部 經濟戰審判部

報告又ハ 通知先 審判部(経済部)

一 空工襲二依ル被害ノ状況

(一) アルミニウム工業

昭和電工 一割減 復旧三ヶ月

日本軽金属

薄原二割減
新潟一割減

(二) 航空機工業

三菱重工業

二割減

三ヶ月

約五〇〇機

(三) 制鉄工業

日本鋼管

鶴見三〇〇吨
川崎四〇〇吨

修理機

二一万吨

提出者 (演習氏名)

軍需省

提出時機 (實暦)

昭和十年九月七日

二、被害に及ぶる措置

- (一) 航空機ノ製作能力減五〇。機材に及ぶる生産減二八〇。此ハ被害ノ時期、程度、並復旧ノ所要日数共ニ合致セルヲ以テ、兩者ノ方ニ弦向航空機五〇。機ノ生産減ヲ招来セリ。之ニ對シテハ七月一三月ノ十ヶ月間ニ於テ極力増産ヲ急ギ、年産五万六千を生産ニ支障ナカラシムル也。大東ニ對シテハ、復旧ノ十ヶ月一ヶ月増産ハ從テ五〇〇機ニ減少ス。又ヤシロノ復旧ニ對シテハ、機材一萬噸減ニ對シテハ、食料不足ノ見、陸送ニシテ、鉱石約三十噸ヲ輪西ニ陸送シ、因設備ノ完全操業ニ依リ十五噸増産ヲ行ヒ、残余六噸ヲ陸送ノ不足ハ、海南島ニ對シテハ、日本艦隊向分ヲハ、機材製造機材ニ陸送シ、同以テ、稼働率向上ニ依リ、之ハ被害ヲ行フモノトス。
- (三) 被害復旧ノ別表ノ通、昭和三十二年分ヨリ支出ス。

機材

第 期演習處置書 其ノ

提出先

統 監 部 武力戰審判部 外交戰審判部
思想戰審判部 經濟戰審判部

報告又ハ

通知先

提出時機 (想定) (實曆)

昭和十 年 月 日
時刻

提出者

(演習官名)

大東亞省

一、鐵鋼増産ノ緊急対策 (昭和十九年一月一三月)

昭和十九年 鐵鋼増産ニ係ルニ為 左記ニ依リ普通鐵鋼材
耐火煉瓦其他 製鐵用材料ノ緊急増産ヲ行フモノトス

記

- 一、北支燐鉍燧ノ増産率ノ向上ニ依リ昭和十九年夏、
下半年期結算ヨリ 鐵、七五、増産率、四〇、トス。
- 二、右増産率分ヲ七年夏北支ニ於テ燐鉍燧建設用材料
トシテ対応ス。
- 三、耐火煉瓦ハ北支ニ於テ取寄急増産率、四〇、トス。
増設率、三〇、トス。
- 四、右燐鉍燧、木炭、燐鉍燧、三基土、
新燐鉍燧、木炭、燐鉍燧、三基土、

第一期演習追加情況(課題) 其ノ

交付先 (演習官職)

審判部 經濟戰

報告又ハ先

統監部、武力戰、外交戰、思想戰、經濟戰、審判部

交付 (想定) 昭和二十年 五月 日
時機 (實曆) 月 日 午前 午後 時 分

發令者

統監部 軍需省 戰審判部

為ニ動青風情況ヲニ追加其ノ一ニ對スル措置

一、軍需令會社生産品ノ價格引上ニ關スル件

軍需生産品ノ價格引上ハ軍需生産ノ一收生産ニ占ル
量尨大ナルニ鑑ミ、其ノ他ノ價格引上ニ對シ其ノ大ナルニ
仍テ之カ價格引上ハ之ヲ認ムルコトヲ得ズ
但シ採算ノ惡化ニ付テハ之カ惡念十々採算ノ誘揚至テ
採ルモノトス。

①原料材料ノ價格ノ適正化ヲ圖ルコト
軍需ニ關スル原料材料ニ付テハ既ニ軍需監理部ニ於テ
生産者アリ採入シ、之ヲ軍需令會社ニ配給セルモノナリ以テ

總力戰研究所

購入價格、生産費ニ依り正利潤ヲ加へたるモノトシ、軍需
會社ノ賣液價格ハ昭十八年迄現行公定價格ヲ
堅持シ、購入價格ト賣液價格ハ政府ニ於テ之カ互控
ヲ為スベト。

② 軍需會社ト協力工場トハ企業集團制ノ確立ニ依リ
其關係 繼續的且專屬的ノモノトナレルヲ以テ
軍需會社ニシテ原材料ヲ支給シ、協力工場ニ於テ
之カ加工ヲ為スベシ付テハ、加工料ニ付 軍需監理局ヲ
シテ調整セシメ、兩者ニ採算ノ不負ノ惡念ヲ十カラシムル
ヲ指シスベト。

三、軍需會社ノ戰後經營不安ニ因スル件

戰時下ニ於テハ公家指導ナク下軍需會社ヲシテ軍需生産ニ專念セシメ、公家側ニ對シテ全體的ニ安んぜしむベキモノナルヲ以テ斯ル軍需會社ノ戰後ニ於ケル營業ニ付テハ政府ニ於テ之ガ危險負担モ多ク甚シク已ムヲ得ザルモノト思科セリ

仍テ本件ニ付テハ左ノ如ク措置直ス

(1) 爾後ノ軍需會社ノ設備ノ新設及増設ハ公社ノ希望ナキトキハ政府ニ於テ之ヲ爲スモノトス

右ノ場合ニ於テ戰後公社ノ希望アルトキハ時價ヲ以テ之ヲ拂下ケルモノトス

(2) 軍需部倉庫に資産を二付テハ建設又ハ取得ノ
價格ヨリ一定基準ナリヨリ償却スベカリシ部分
ヲ差引キタル價額ト時價(實際ニ処分シ
得ベキ價格)トノ差額ヲ政府ニ送テ補償
スルモトシ、其ノ巨ヲ明確ナラシムル爲メ
所要ノ措置ヲ講ズルモトス

第一期演習處置書 其ノ

提出先 統監部 武力戰審判部 外交戰審判部
思想戰審判部 經濟戰審判部

報告又ハ
通知先

提出時機 (想定) 昭和十一年 月 日
(實曆) 十一月十一日 時刻 二

提出者

(演習官名)

軍需省

一 昭和七年度 鉄鉱、アルミ増産目標

一 普通鋼々材

六二〇万噸

二 アルミ

二七万噸

三 造船

二二〇万噸

四 航空機

六万機

二 普通鋼々材増産計画並に配当計畫

別紙(一)(二)

三 アルミ増産計畫

別紙(三)

四 航空機増産計畫

別紙(四)

軍需省(製造)

別紙(一)

普通紙之材

(1) 生産目標

六二〇万噸

凡記

内地(一般計画ニヨリ)

五六〇万噸

製紙能力約七〇〇万噸 昭一九年五〇〇万噸

特殊製紙法

三〇万噸

一八二〇〇万
一九年一〇〇万

河州

一〇万噸

一九年七〇万

朝鮮

二〇万噸

一九年
一九年七〇万

(2) 本年及昭和十九年及ニ比シ 一〇〇万増産トナルニ其ノ

内訳左ノ如シ

① 本年及製紙能力七〇〇万噸トシテ石油ノ増産、其他ノ

他年増産ニ依リ安否ヲ約八〇%以上トス

② 十九年及ニ比シ 比支ノ三〇〇万噸増産 燃料ノ八基増設

ニヨリ普通電機機七〇万瓩ノ増産ヲ圖ルモトス

③ 昭和十九年迄ニ於テハ特殊製電機ノ技術的進歩ニ依リ普通電機ノ採ニ〇万瓩ノ増産ヲ期ス

④ 河川系線ニ於テハ平燈能力ノ稼働率ノ向上ニ依リ河川ニ於テ四万トシノ増産ニ於テ九万トシノ増産ヲ期ス

別紙二

普通鋼々材配当計畫(昭和七年分)

單位千吨

A + C_A

九六〇

B + C_B

一〇八〇

A + B_x

六〇〇

B_x

一五六〇

C₂

七五六

C₃

五七

C₄*

四七〇

C₅

二五〇

C₂

三二〇

C₂

六〇〇

緊急保為

八〇〇

別紙(三)

アルミニウム生産計画

① 生産目標 二七万吨

内訳

内地 一七万吨

海外 五万吨

公海 三万吨

河川 二万吨

昭和十九年比増加分

二万五千トン

八千トン

一万五千トン

一万五千トン

②

昭和十九年比増加分 約五万吨ノ増産トナルモ其内訳
右ノ如シ

(1) アルミニウム原料ナルボーキサイド及塩化土質等ハ一九年比
二比シ約二割ノ増産ヲ行フモノトス

(2) セメント工場ニシテ一部休止ノモノヲアルミニウム工場ニ移換セシム
アルミニウム工場ニ於テ徹底的ニ技術ノ公開ヲ行ヒ作業能率
向上的ニ向上ヲ図ルモノトス

仍于昭和二十一年度物資計画ノ策定ニ至リテハ左記諸点ヲ對ニ考テ定ムルコトヲ要ス

① 資源ノ開發其他生産力擴充ノ産業ハ飛機製造船ト同列乃至ハ最優先トスルコト

② 技術研究ノ中心ヲ代用資源ノ獲得、但是位資源ノ有效處理ニ至キ之^可的工業化ニ最優先トスル指方向トス

③ 軍需生産ノ中心ヲ物ヲ人物ヲ技術ト移リセムル稱取存トシ凡ソ此指方向ヲ遵フコトヲ要スルモトス

五

43

6

第一期演習追加情況(課題) 其ノ

交付先
(演習官職)

小島利雄
經濟戰

報告又ハ
通知先

統監部、武力戰
思想戰 經濟戰 外交戰
審判部

發令者

統

軍需部
監審判部

部

交付時機
(想定)
(實曆)

昭和十
二年
月 日
午後
時 分

一、父五石六空襲機二伴ヲ被害ニ對スル措置

七〇〇トン燬ノ破壊ニ依リ年間約二万噸ノ減産ヲ見ルコトナルガ本年

於ニ於テハ五ノ制鉄設付ハ大体ニ於テアルニ較シアルヲ以テ各々補填

ノ途ナク配当計畫ノ改訂ハ止ムヲ得サルモノト認ム

物部計畫改訂案右ノ如シ(單位千噸)

A + C_A 九六〇 改訂案

B + C_B 一〇八〇 改訂案

A B X 六一〇〇

B X 一五五〇

C₂ 七五六

改訂案

C₃ 五七 改訂案

C_X 四五〇 四〇〇

C₄ 二五〇 二三〇

C₅ 三三〇 二九〇

C_Z 一六〇 五〇

總力戰研究所

ニセレベス島爆撃ニ依ルニッケル減産ニ対スル措置

セレベス島ニッケル減産ハ左記ニ依リビルマ、ボードウイン、
山ノ操業ニ依リ補填スルモノトス。

セレベス

生産計畫

一〇万噸

八三%

金産量 三〇〇噸

爆撃ニ依ル減産

一万五千噸

四五噸

ボードウイン(二〇年七月乃至二二年三月)

ニッケルスパイス

一、五〇噸

八三%

金産量 四五噸

十八年冬下期

運輸通信省

一、船腹状況（貨物水及比見字。水）

十一月/三月

喪失

四八才也

（十一月、十二月各一才也
一、二、三月各八才也

全

新造

四九才也

（十八年冬計畫七八才
跡下半期ニ完列シテ
上半期竣工二〇才
月九才八才也

全

北水引上

二・五才也

（月五才也）

三月末C船腹

十一月初ニ比シ三・五才也増

一、措置

右ニヨリ十八下輸送力減 六二才五才也ハ

十八下、計畫ニ比シ七・五才也減

A B船補充延期（六・五才也ヲ三月迄也）

四七才也

及船舶航行率ノ向上

一五・五才也

ニヨリ補填セリ（物動変更セズ）

十九年冬一、大本に完ノ要本ニヨリ期即補充延期分ヲ補充セリ有

期即ニ於ル船腹減（計畫ニ比シ）七才五才也。年々輸送力減一六八才也。

一措置

右ハ限定航路利用ニヨリ補填得ルス（物動改訂ノ要ナシ）

總力戰研究所

11

(11)

運輸

(1) 輸

一、四/五月情况

1. 船腹喪失

四月 九万七千七 (シンカー) (計畫上ノ予想各月一〇万七千七 予想ヨリ 三万七千七減)

2. 右ニヨル 輸送力増加

年々六三・五万七千七 (物量) (日活支換)

ハ、奥省ヨリ 食糧事情ニ鑑ミ 乙地域ヨリ 外米三〇万七千七 緊急輸送力

要請アリ

一、四/五月中ニ採リテ措置

之ヲ

1. 時尚ニ鑑ミ 限立航路水ノ物量物空ヘノ動員ヲ続行ス。

2. 外米輸入ニ関シハ 上陸増加輸送力ヲ充当ス。但外米ハ十月迄ニ

輸入ノ要アリ。十月迄ノ増加輸送力ハ 日活交換費三五・五万七千七 (外米

量一・二・七万七千七) ニ付 十一月以降ニ於テハ増加輸送力二八万七千七ヲ見込ミ

上半期ニ於テハ一部船腹ノ定期検査施行ヲ下半期ニ繰返シダ (右ニヨル

上半期外米輸入増一〇万七千七 計二・二・七万七千七 (孫七・三万七千七 国内食糧増等) (ヨリ補填ナシ奥省ニ要請)

徑市物動改訂ノ要ナレ

運輸通信省

(印)

總力戰研究所

ハ、四月一日ヨリ、ABC航路、輸送計畫及配航計畫ヲ一元化シ得ルガ如ク
ト大本営、陸海軍省、逓通省、連絡調整委員会ヲ設置シ
所期ノ成果ヲ収メテアリ

以上

(16)

勅

總力戦

運輸通信省

一、六月情况

1. 船腹喪失 十二万七千噸 (内夕方一萬七千噸) 計畫上ノ予想ヨリ一萬七千噸増

2. 軍需物資ヨリ 八幡製鉄所 四〇〇万噸 復旧修設中 六千噸ヲ完全操業
セシムヘキニ付 八幡向系料ヲ老烟ニ轉送スル要取アリ

一、右ニ対スル措置

1. 船腹喪失増加分一萬七千噸 ABへノ補充ヲ一萬七千噸減ラセシムル
乃老物卸ヲ改行セサルコトス (大本営派承認)

2. 八幡向系料ヲ老烟轉送

鉄鉱石一五萬噸 海南島鉄石ヲ充當ス 徑而輸送力ヘノ影響甚クシ

以日無十ト

(年々二四万噸)

石炭一九州 関内ノ老烟ヲ 石炭専用貨物列車 一日一列車運送 (表末呈)

高尾川 関内中継 (徑而海上輸送力ヘノ影響甚クシ)

七月十月中ニ採ルキ措置

運輸通信省

一、海陸ヲ通シ 既定計畫ノ實現確保ヲ期スルト共ニ

工子等ハ可及的ニ繰上ゲ竣成セシム

一、陸送ニ於テハ 曲者高者ヨリ 塩其他民需品ノ増送要請アリ。右期
了(夏末期)ニ於テ 往來人口疎散輸送等ノ為 抑制セル民需物
資輸送需要ヲ極力消化スルト共ニ 夏期出荷率低下ヲ
絶減セシム

以
上

七月中旬情况

運通通信力

1. 七/十月の腹喪失 三九万屯

(予想より十パーセント)

計畫上、予想より一万屯減

右ニヨル増加の概略

一万屯ハ

AB補充延期ハ充當セルヲ以テ

計畫輸送力ニ変更ナシ

ロ、ソロモンニユークニア及聖作隊使用船舶 一五万屯ハ八月末ヲ以テ

全部返航セル (三) ハCヨリ補充シアルヲ以テ ABの腹ニ変動ナシ

計畫上、予想返航高 七・五万屯 右ニヨル 物動物の用船増加

七・五万屯 輸送力増加 七・五万屯 × 7/15 × 1/15 × 1/15 一〇万屯

(作戦力カニシテ徵行ハ入渠の側ニ担ヒテ 輸送力減ヲ計出シテリ 征布

入渠ニシテ 輸送力減ヲ見込ム要ナシ

ハ、大本営ヨリ 二〇年一二月ニ亘リ 概略 二〇万屯 提供ナシ

要請アリ、右ニヨル 輸送力減 20万 × 2 × 1/15 × 1/15 八四万屯

二、今迄大本営ヨリ 二〇年八月、九月、二月ニ亘リ 概略 一〇万屯 提供要請アリ

ホ、七月七日 三菱提送機が爆撃機に撃破され、タンカー二隻建造減

總力戰研究所

經濟戰

①

右ハ物産物之計畫輸送力ニ影響アリ

ハ七月七日空爆ニヨリ日鋼燧銘炸ニ甚ク破壊

ト字印者ヲ、京浜、甘浦、各古炭、北陸、旭ノ工場復旧ニ材料多ク
輸送要スアリ

一、措置

1. ニエーギア作我使用此組込量増加ニヨリ 増加輸送力ハ一〇ノ下ヨリ

三月微停ニヨリ輸送力減ハ四ノ下ヲ差引ケタル 總増加輸送力

二六ノ下ハ 作柄不良等ノ情報モアリ 緊急輸送用トシテ留保ス(但

尚前頃口ハ、ニヨリ中三四半期海上輸送力ハ増加スルモ中四半期輸送

力ハ減クスルヲ以テ 右ハ繰上輸送ヲ以テ対処ス

且、二〇年冬ハ九月、徴行ニ付テハ、二〇年冬物産指配ニ際シテ処理ス。

ハ、日本鋼管、燧銘炸破壊ニ付テハ、字印者、措置ニ即志シ、川崎向來

鑛石ハ、輸送ニ碍ス、神南島鑛石ハ、八幡ニ轉送ス(石炭又ハ右措置ヲ

採ルヲ以テ輸送力ハ寧ろ余裕ヲ生ズルヲ以テ、ノ範圍ニ於テ、本邦是島等ノ

總力戰研究所

此圖ハ、沈没船工造ニ於テ

輸送向輸送ヲ行フ

二、空爆復旧資材ニ因テ、帝鉄ヲ以テ

普通鋼ハ材 四、七四〇屯 (一三五換美 三六五輛)

木材 二〇、〇〇〇屯 (一、九〇〇輛)

セメント 三、八〇〇屯 (二五五輛)

ノ、以上ノ輸送ヲ行フ。(東京物産計畫輸送ニ影響ナシ)

以上

運輸通信省

一、十二月月中旬情況

1. 船腹喪失 C & Cp 二〇万屯 | 計畫上ノ予定通りニシテ 計畫運輸量ニ影響
 2. 印多進改作致シ船腹喪失 五万屯 (不現・外) アリタルモ 右ノ補カルヲ要セス
 十二月末在喪失量 五万屯ヲ除キ作戦ノ為徴備中ノ船腹ニ全部
 返船セザリ

返船量 三〇万屯 (徴備量 三〇万屯)

返船予定量 一七・五万屯 差引船腹増加(対計畫) 一三・五万屯

十九年分 (徴備量 五〇万屯) 輸送力増加 12.5万屯 x 15 x 14 x 3月 七九万屯

八、豊高者ヨリ 食糧事情逼迫ノ為佛印米ヲ可成ル限リ輸入ト
 申入アリ

三、軍事需者ヨリ 昨年度 銃鉄増産ニシテ 北支ニ小型熔鋸炸増設ノ為

三月申ニ 北支内地銃七万屯 内地ノ北支機械約五万屯 緊急輸送

力要請アリ

經心指 新

(11)

二、措置

1. ~~...~~ 輸送力不足を補填するに当り、

軍需者輸送要求ニ対応シ、十二月末徴行北送増ニヨリ増加輸送力ヲ充当ス

増加輸送力 七九下屯 所要輸送力 一七下屯

但、機械類、輸送力
不足ヲ要スルモノトシテ
計九

輸送力余剰 六二下屯

12. 曲者林者輸送要求ニ対応シ、差当リ八月末徴行北送増ニヨリ

増加輸送力 二六下屯 (乙地域換算 九・三下屯 米量 五六下屯)ヲ

充当ス

11. 余剰輸送力 六二下屯 差当リ一三月緊急輸送(用トシテ)

留保ス(生松田線輸送要ヲ要スルハ 米ニ充当ノ事トシ)

二〇年分海上輸送計畫(改訂) 運輸通信省

一、条件変更

今年分初ニ於テル 物動物の輸送対象の腹増加 五、五千屯 (輸送力 ①一、二六、五千屯)

計畫 (前年分初ニ於テル) 腹減七、五千屯、喪失増加一、二千屯 計①一九、五千屯
 對(徵偉此送水量増加) 二、五千屯、差引①五、五千屯

二、二〇年分の腹喪失 予想(喪失増加)

既計畫 九、〇千屯 改訂 一、二〇千屯 (輸送力 ①三、三三、千屯)
 八、徵偉此送水量増加ニ伴フ 二〇年分 軍需品輸送船 (輸送力 ①五、三、五、千屯)

物動物の輸送力減 一、二、三千屯

三、八、九月 軍需品輸送船增加各月一〇千屯
 以上条件変更ニヨリ、輸送力減 二、七、二千屯

二、海上輸送計畫 右輸送力減ヲ差引キ 九、〇、一、四、千屯

物動要輸送量 八、四、一、〇、千屯 緊急輸送引当留保輸送力 六、〇、四、千屯

總力戰研究所

帝鉄へ完全轉移量ヲ含ム

①

五

二〇年一/三月 情况ト措置

運通通信者

一 指元

船腹喪失 四〇下毛

計畫上ノ予定是ヨリ一〇下毛増

右ヨリ輸送力減

三五・五下毛

二 船腹、措置

一、船腹喪失増カヨリ 輸送力減ハ 十二月末ニ於テハ 徵俸船返收量増カ

ニヨル 余剩輸送力留保分(六下毛)ヲ以テ 補填~~事務~~セリ。

口、余剩輸送力疎ニ大下五下毛ハ 曲農商者要請ヨリ 佛印米輸送

ニ充當セリ。(乙地域換美輸送力 九下五下毛、米五十七下毛)

比 上

總力戰研究所

④ 実務者技術研究会

二〇年四月/十二月

精製製鐵

運輸通信省

運輸通信省

一、ABC 船腹運管一元化ニ関シ、一九年四月一日ヨリ大本管、陸海軍省、運通省在終常設委員會ヲ設置、輸送計畫並ニ配航計畫、綜合的樹立ヲ可能ナラシメ、着々其ノ成果ヲ收メ、ワ、アルモ (既報ノ通り)

更ニ運管具體面ニ於テハ機構一元化ヲ企ルニ為、六月一日ヲ期シテ

海運總局内ニ運管局ヲ設置、陸海軍運輸部、郵船運管會ヲ吸收セントス。地方下部機構、統合ヲ實施セントス。

直接作戦用船腹ハ引續キ徵律形式ヲトシモ各港本配航

了務等、運管局地方機構ヲレテ扱ハシム (大々運管局)

二、敵潛活躍状況ニ鑑ミ、防潜対策強化ヲ大本管ニ西メ請ス。

(敵潛活躍状況ニ鑑ミ、二〇年冬輸送計畫ハ改訂セリ)

三、海陸並ニ既定計畫ノ實現確保ヲ期シ、物資輸送力ニ

生松用集積及民需定西の物等 (既定物動計畫外)ニ充當ス

總力戰研究所

P.10.

四、支那軍路敷計畫ニ対シテハ
一般振興制限ヨリ対処ス
（空軍輸送及海軍輸送ヲ阻害セザルヲ為ス）

以上

④ 運輸者技術の進歩

二〇年四月十一日 運輸通信省

二〇年四月十一日

精進

運輸通信省

一、ABC形腹運管一元化ニ関シ、一九年四月一日ヨリ大本管、陸

海軍省、海軍省在籍常設委員會ヲ設置、輸送計畫並ニ

配航計畫、綜合的樹立ヲ可能ナラシメ、着目其ノ效果ヲ收メ

ワ、アルモ (既報ノ通り)

(執行機関)

更ニ運管具體面ニ於テハ機構一元化ヲ企ル為、六月一日ヲ期シテ

海運總局内ニ運管局ヲ設置、陸海軍運輸部（海軍省機構）並ニ船舶運管

會ヲ吸收セントシ、地方下部機構、統合ヲ実施セんとス。

直接作戦用船腹ハ引續キ徴律形式ヲトルモ各港本取扱

子務等ハ運管局地方機構ヲシテ扱ハシム

二、敵潛活躍状況ニ鑑ミ、防潜対策強化ヲ大本管ニ求め請ス。

(敵潛活躍状況ニ鑑ミ、二〇年冬輸送計畫ハ改訂セリ)

三、海陸並ニ既定計畫並ニ實現確信ヲ期シ、物資運送余力輸送力ハ

生松用兵及民需定数物料等 (既定物動計畫外)ニ充當ス

P.10

總力戰研究所

四、文字彙録設計書ニ対シハ

一般旅券制限ヨリ対処ス

可及的ニ臨時列車ノ増発ヲ行ハス

(貨物輸送及旅客輸送ヲ阻害セザル為)

以上

二〇年一三月 情况ト措置

国内輸送倍者

一 船腹喪失

四〇丁モ

計畫上ハヨク是ヨリ一〇丁モ増

右ニヨル輸送力減

三五・五丁モ

二 船腹喪失 措置

一、船腹喪失増ハヨル 輸送力減ハ 十二月末ニ於テハ徵借船及此量增加

ニヨル 余剩輸送力留保分 六丁モ又以下補填シ得セリ。

口、余剩輸送力疎ニ大丁五丁モハ 曲者商者要請ヨリ 佛印米輸送

ニ充當セリ。(乙地域換美輸送力 九丁五丁モ、米五十七丁モ)

以上

五
④

二〇年四月十二月情况ト之ニ対スル措置
運輸通信省

一、船腹喪失

(船舶損壊等)
対象船腹

二一ノキニア我 一〇万屯
九七ノル我 五万屯
内地之船 〇・七万屯(原青函連絡)
運河破壊等 九八万屯(除タカ)

輸送力減

二〇一丁屯

七五丁屯

計 276万屯

↓上記期ヨリ船腹喪失九〇万屯ヲ見込ニ居ルヲ以テ
輸送力減 右ノ相違喪失見込ヲ差引キ計出

二、青函連絡船一隻ノ喪失

青森標榜能力半減

輸送力減

二〇年在中

二四丁屯

三、措置

一、上記輸送力減計三〇〇丁屯

ヲ以テ補填スセリ

緊急輸送引当留保輸送力(六〇四丁屯)

二、青森標榜能力半減

青函中ニ航路(小湊揚)利用を向上ニヨリ
対処ス(青森標榜及長町操車場ノノ線車捌能力ヲ活用ス)

小湊揚物動揚次々輸送ニ支障ナシ

總力戰研究所

統一

①

農高者

一、正月用破物特配トシテ国民一人当〇.五斤宛十二月下旬迄ニ増配セントス



内閣

經濟戰

(10)

五

農 商 省

一、外地米一〇〇萬石、滿洲雜穀五〇萬石供給減二、
對策：左記措置ヲ實行ス。

1. 外米輸入

一三六萬石

(二二萬七千石)

2. 業務用米圧縮

八五萬石

經濟
學

(10)

五

才二 / 四ノ

生必物資配給機構整備要綱

一、副食品関係

1. 消費大ニ都市、卸賣市場ハ価格形成機関タルヨリ純然

タル指割株園タラシク、卸賣会社、学芸ヲ都市、直ニトス

(従前、卸賣会社ニハ、通当ナル補償金ヲ付シ、使用人ハ都

市ノ吏員俸人トシテ使用スルモノトス)

2. 魚介、蔬菜ノ価格ハ、産地ノ水揚、庭先価格ヲ一定シ消費

地ニ至ル運賃諸掛ハ、都市ニ於テ負担スルモノトス 都市

ニ於テハ、原価運賃諸掛ヲ70%ルシテ卸賣価格ト

シ賣価格ヲ定ムルモノトス

3. 魚介(塩干魚介ヲ含ム) 蔬菜ノ各消費地同統制ハ、農

商者ニ於テ法規ノ運用ニ依リ強力ニ実施スルモノトス

蔬菜ニ付テハ、都市ト生産地トノ契約ニ依リ計畫栽培ヲ

總力戰研究所

獎勵シテ供給ノ安定ヲ期シ、魚介ニ付テモ可及的同様ノ措
置ヲ講ズルモノトス

4. 魚介ノ價格ハ高級魚ニ比シテ大衆魚ヲ有利ナラシメ又塩
干魚等ノ價格ノ不均衡ヲ是正セントス

5. 都市ノ魚介・生月果ノ小賣・株由ハ之ヲ「公正」化シ（公正
法ノ制定迄ハ商業組合組織ニ依ル）従前ノ小賣元ハ四年
ナル配給所ヲラシメントス（実績及配給量ノ歩合金ヲ
給ス）

塩干魚モ右株由ニ一括取扱ハシムルモノトス

6. 主食品・副食品ヲ通ズル配給所ハ可及的近接セシメテ
総合配給所ノ実ヲ有セシメ消費者ニ便ナル如クシ之ニ
伴フ企業整備ヲ推進ス

二 衣料品

1. 衣料切符ノ給與ハ執行通りトス（但シ、與費ノ適正化ヲ講

- ズルモノトス) 其ノ三分ノ二ハ後掲「衣類交換票」ノ額面内ニ非レバ購入シ得ザルモノトス
2. 百貨店等 衣服等ノ信用アルモノヲ衣類^交換所ニ指定シ交換ノ有持券セル不用衣類ヲ評價シテ「衣類交換票」ヲ發給セシム(上記交換票ハ現金ニ代フルコトヲ妨ガズ)
3. 消耗性衣類(足袋、勞務者、農民用、姓表、師學具^立用必需品等)ハ右交換票ノ適用外トシ制限印符ヲ通用ス
4. 故衣服ノ購入ハ右交換票ノ適用外トシ^不其^取價^付ナ
5. 制限印符ニ依ルモノハ其者用俵ヲ通シ^同販賣^十ル指定生産ニ依リントス
6. 着尺數ノ規格ヲ一層簡單化ス
7. 持券者^同批^券者ニ^共ニテハ從前通り考慮ス

経過

十九年七月十月事業計画

曲辰商榷

一、水稻ニ関シテハ内外地ヲ通ジ植付ハ予定通り終了シ其ノ後ノ
 天候モ順調ニ推移シツヽアリ、此ノ際、病虫害ノ防除ニ関シ
 中央地方ヲ通ジ指道す所要労力動員ヲ強力ニ実施セ
 ントス

二、昭和二十年度~~準備~~植付期迄ノ土地改良面積ヲ五十万町歩
 ト決定シ、各地方協議会長等ニ通達シ備へ着手セシム
 三、自交子ニ於ケル木炭及木材増産ヲ指道す奨励ス

四、大都市ニ於ケル蔬菜木自給度強化ノ爲、家屋撤去跡地
 等ヲモ供用スル一方、内務省ト~~連絡~~、各大都市ニ指導
 員設置ヲ勸奨ス

五、曲辰家ニ於ケル家鴨子淡水魚飼育ヲ指道す奨励ス

六、冬時穀菽諸類、特ニ麥類、早期植付促進、爲、稻
收穫調製及收穫後ノ懸地作業等ニ付移動勞働班、
勤勞奉仕隊等勞力動員計畫ヲ樹立シ、一方種子
配布ノ手配ヲ行フ

七、重油一万吨ヲ澳業用(主トシテ機船底曳網)ニ増配セントス
(北揚高三千一百万)

八、夏季ニ於テ民需物資増送ニ力運通省ニ交渉了解ヲ
得タリ

終

四、食糧商情

昭和二十食糧年度食糧事情概一通り

一、十九年度米作ハ内地六五〇〇万石 朝鮮一六〇〇万石 台湾八五〇万石

二、二十年度米及薯類ハ豊作ナリ

三、需向西セハ十九年度ニ比シ約一三〇万石増加ノ見也

四、滿洲國ニ於テハ大豆雜穀作極良好ニシテ増産計画ハ好成績ヲ

以テ實現セラレタルモ 約一〇〇万石ノ人口増加ヲ考慮スルニ付日供給ハ

約三〇〇万石程度ト押フ

五、需向略推算ナリ

○ 需所要 八三二〇万石

○ 供給 三一六〇万石

○ 持越 六三五〇万石

十九年度米

経情概 (1)

二十一年産米 一五〇万石

移入 朝鮮 一五〇〃

台湾 二五〇〃

⑤ 主多 十九年産麥 三〇〃

二十年〃 六〇〇〃

⑥ 甘藷馬鈴薯 二二〇〃

⑦ 雜穀大豆内地 三〇〃

輸入 滿洲 三〇〇〃

計八、三九六万石

十市船腹ニ余剩アル毎ニ外米ヲ輸入シ非常事能クニ備フバク
關係各者ト協議中ナリ

農 商 省

○ 外米輸入状況

十九年十一月ヨリ二十年三月ノ期ニ於テ五十六万石配船
快之 (九万三千石) 逐次回着中ナリ

(船腹)

農 商 省

一、外米回着状況(カニ面)

二十一年一三月、向ニ於テ船腹九万五千噸迄、加快速
外米五十七万石 ~~目~~ 既ニ回着者ナリ

二、滿洲國ヨリ大豆其他雜穀輸入ハ北支ノ食糧事
情ヲ考慮シ、朝鮮ノ産米事情、子内地ヲ對ヘテ外米

回着状況ニ鑑ミ、對内地輸入ハ更ニ五十万石ヲ減スルニト
ニ大東亞者トノ協談一快セリ

赤國演習處置



軍機

武力戰審判部

出

外交戰審判部

思想戰審判部

經濟戰審判部

第二期演習處置書 其ノ一

提出先

統監部 武力戰審判部 外交戰審判部
思想戰審判部 經濟戰審判部

報告又ハ
通知先

提出時機 (想定)

昭和十八年十一月十日

提出者

(演習官名)

赤国演習員

一、赤国潜水艦隊ニヨル攻撃ノ重要ヲ青国ヨリ以テ戰軍ノ後方
遮断ニ指向ス

二、在支未定軍ノ再建ニ着手スルト同時赤国空軍大部隊ノ在那
集中ヲ好機トシ、ソビエツク及泰ヲ徹底的ニ爆撃ス

三、ソビエツク方面使用兵力ハ一九四四年四月現在
在豫軍一〇ヶ師、米軍一〇ヶ師ヲ目標トシテ増強ス

以上

總力戰研究所

統監部

第二期演習處置書 其ノ二

提出先

統監部 武力戦審判部 外交戦審判部
思想戦審判部 經濟戦審判部

武力戦審判部

報告又ハ
通知先

提出者
(演習者名官)

赤國演習員

提出時機
(想定)
(實曆)

昭和十八年十一月八日 時刻 〇、三〇

外交戦審判部

一、青國主催「大東亞會議」ニ関シ、次ノ如キ逆放送ヲ行フ。

- (一)「何故。ヒラン」ハ大東亞會議ニ出席ヲ拒否シタカレ
- (二)「大東亞會議」ハ回教徒ヲ全然「ロツクアウトス」

思想戦審判部

二、「ユ一キヤ」ニ方面作戦部隊ハ新鋭米「マリ」ニシテ師ヲ
「含ムモノトス」

以上

經濟戦審判部

總力戦研究所

統監部

第二期演習處置書 其ノ三

提出先

統監部 武力戰審判部 外交戰審判部
思想戰審判部 經濟戰審判部

報告又ハ

通知先

提出時

(想定) 昭和十八年十一月八日
(實曆) 十一月八日

提出者

(演習官) 赤國演習員

一 青國主催「大東亞會議」ニ関シ、次ノ如キ逆放送ヲ行フ。

(一) 「大東亞會議」ハ有色人種會議ナリト「スローガン」ノ下ニ日独離間放送ヲ強化ス。

二 謀報ニ依ル日蘇交渉説ニ関シ左ノ如キ逆放送ヲ行フ。

(一) 「青國」ハ千島北半並ニ南樺太ヲ「蘇聯」ニ讓渡スルコトヲ條件トシテ、日蘇不可侵條約滿蘇國境非武装地帯及相互撤兵ノ交渉ヲ行ヒツ、アリ

以上

總力戰研究所

武力戰審判部

外交戰審判部

思想戰審判部

經濟戰審判部

統監部

武力戦審判部

外交戦審判部

思想戦審判部

經濟戦審判部

第二期演習處置書 其ノ四

提出先	統監部 武力戦審判部 外交戦審判部
報告又ハ	思想戦審判部 經濟戦審判部
通知先	

三月迄ノ處置

- 一、北アンダマン諸島方面ニ即時上陸用舟艇ヲ準備ス
- 二、アンダマンニコバル方面占領地各地ニ飛行場群ヲ急設ス。
飛行機ハ空輸トス。(要スレハ水上飛行基地ヲ併置ス)
- 三、ポートブレアレヲチッタゴンヨリ爆撃ス。
- 四、三月上旬南アンダマン島東方ノ無名島ニ上陸シ引續キ
ポートブレアレヲ攻撃ス。
- 五、スマトラ北端上陸作戰ヲ準備ス

提出者 (演習官名)	提出時	提出機
	(實曆)	(想定)
赤國演習員	十一月八日	昭和十年三月五日
	時刻 兼二五〇〇	

總力戦研究所

六、"ビルマ" 章制作戦ヲ繼續ス
 七、苗伊太利艦隊主力ヲ聯合至例ニ就役セシム（英側
 発表）

以上

第二期演習處置書

其ノ五

提出先

統監部 武力戰審判部 外交戰審判部
思想戰審判部 經濟戰審判部

報告又ハ
通知先

提出時機 (想定)

昭和十九年三月一日

(實曆) 十一月八日 時刻一六〇〇

提出者

(演習官名)

赤國演習員

一、蘇聯ニ對シ、歐洲第二戦線ニ因シ原則的ニ異議ナキ日、又ソノ準備ニ着手スル日、回答ス

二、埃及方面ニ軍需品ヲ多量ニ集積シ、他方新夕紙上ニ於テ「歐洲第三戦線」(甲大利戦線ヲ第二戦線ト呼稱ス)ニ關スル論義ヲ此撰化セシム

三、西班牙ニ對シ食糧補助ノ代償トシテ、「バLEAR」諸島ノ軍事基地トシテノ使用權ヲ承認セシム(「アナーレス」ノ例ニテラフ)

以上



統監部

武力戰審判部

外交戰審判部

思想戰審判部

經濟戰審判部

第二期演習處置書 其ノ六

提出先 統監部 武力戰審判部 外交戰審判部
思想戰審判部 經濟戰審判部

報告又ハ
通知先

提出時機 (想定) 昭和十九年六月
(實曆) 十一月九日 時刻一〇、三〇

提出者 (演習官名)

赤國演習官員

六月廿一處置

第一武力戰

一、四月ヨリ六月ニ至ル期間ニ於テ東南西南西北太平洋方面並ニ支那大陸方面相呼応シ此ノ機ニ乘ジ一大航空擊滅戰ヲ展開シ併セテ「ニコバル」ヲハクル作戦ヲ續行ス
二、使用兵力
(一)ビルマ方面
依然兵力ヲ整備シ以テ支作戦ヲ續行ス。使用

總力戰研究所

○使用可能

兵力重慶軍十ヶ師、アキヤク方面ニ一ヶ師 (損害口ヲ補充ス)

(一)「ニコバル」・「アムダマン」方面

ニヶ師、海軍兵力乙巡二十隻、駆逐艦五〇隻、特設空母二十隻又(以上何レモ防護対空設備ヲ完備ス) 航空兵力一五〇〇

(三)「ニエーギヤ」方面

(三〇師)

航空戦隊減戦ニ伴ヒ、従来兵力ニ海兵三師ヲ増強シテ「ラバウル」ニ進駐ス

海軍兵力ハ異動ナシ

航空兵力(在濠洲ノモノヲ含メテ)五〇〇〇機、

内美祿機三〇〇〇機

(四)重慶方面

四月上ニ三〇〇機内爆撃機一五〇機。

燃料・弾薬使用機数別表

總力戰研究所